

都市計画道路一重山線（打沢屋代間）
整備促進期成同盟会

設立総会資料

日時 令和5年5月18日（木）

午前10時30分

会場 信州の幸 あんずホール（小ホール）

都市計画道路一重山線（打沢屋代間）整備促進期成同盟会 設立総会次第

日時 令和5年5月18日（木） 午前10時30分
会場 信州の幸 あんずホール（小ホール）

1 開 会

2 発起人挨拶

3 来賓祝辞

4 設立準備会報告

5 臨時議長選出

6 議 事

議案第1号 規約（案）について

議案第2号 役員（案）について

議案第3号 令和5年度事業計画（案）について

議案第4号 令和5年度収支予算（案）、事業経費の賦課について

7 閉 会

都市計画道路一重山線（打沢屋代間）

整備促進期成同盟会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、都市計画道路一重山線（打沢屋代間）整備促進期成同盟会（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、都市計画道路一重山線（打沢屋代間）の整備促進を図り、地域交通課題の解消と交通確保による千曲市の発展を期することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- 1 関係機関に対する要望・請願・陳情に関すること
- 2 情報の収集・啓発及び各種調査研究に関すること
- 3 その他本会の目的達成に必要な事業

（組 織）

第4条 本会の目的に賛同する者をもって構成する。

（役 員）

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 3名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 3名 |

- 2 役員は、総会において決定する。

（任 務）

第6条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、その職務を代理する。
- 3 副会長及び理事（関係団体の長）は、役員会において会務の重要事項を審議する。
- 4 理事は、総会において会務の重要事項を審議する。
- 5 監事は、会計を監査する。

（任 期）

第7条 役員任期は役員名簿に記載の役職の任期とする。役員に欠員が生じた場合は補欠役員を充て、任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会は、年1回開催し、重要事項を審議する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 4 役員会は会長、副会長、理事（関係団体の長）によって構成され、総会に付議すべき事項、その他会長の付議した事項について審議する。

(顧問、相談役)

第9条 本会に顧問、相談役をおくことができる。

- 2 顧問、相談役は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は、本会の事業の促進について協力するものとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は千曲商工会議所におく。

- 2 本会の会計および事務を遂行するため、事務局には次の職員をおき会長が委嘱する。
事務局長 1名
書 記 若干名

(経 費)

第11条 本会の経費は、負担金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が役員会に諮ってこれを定める。

(附 則)

この規約は、令和5年5月18日から施行する。

申し合わせ事項（案）

規約第5条の役員について

- 1 会長は、千曲商工会議所会頭とする。
- 2 副会長は、屋代地区区長（屋代第2区）1名、東部地区区長（森区会長）1名、埴生地区区長（小島区）1名の計3名を推薦する。
- 3 理事は、各種関係6団体（信州千曲観光局、屋代工業団地企業懇談会、屋代地区開発事業に係る地権者会、屋代商業振興会、千曲商工会議所埴生支部、屋代駅前通り商店街協同組合）の長6名及び関係区の区長14名（20名－副会長3名－監事3名）とする。
- 4 監事は、各地区の副会長を除く区長各1名がこれにあたる。
屋代地区：屋代第1区、屋代第3区、屋代第4区、屋代第5区、屋代第6区の順
東部地区：雨宮区、土口区、生萱区、森区の森区会長を除く区、倉科区の順
埴生地区：寂蒔区、鋳物師屋区、打沢区、桜堂区、杭瀬下区、新田区、中区の順

（付 則）

この申し合わせ事項は、令和5年5月18日から施行する。

令和5年度 都市計画道路一重山線(打沢屋代間)
整備促進期成同盟会 役員名簿(案)

(順不同・敬称略)

役員名	役職	氏名
顧問	長野県議会議員	荒井 武志
顧問	長野県議会議員	竹内 正美
相談役	千曲市議会副議長	金井 文彦
相談役	千曲市議会議員	和田 英幸
相談役	千曲市議会議員	倉島 さやか
相談役	千曲市議会議員	飯島 孝
相談役	千曲市議会議員	川嶋 敬信
相談役	千曲市議会議員	聖澤 多貴雄
相談役	千曲市議会議員	田中 秀樹
相談役	千曲市議会議員	林 慶太郎
会長	千曲商工会議所会頭	武井 音兵衛
副会長	屋代第2区長	山崎 健児
副会長	森 東 区 長	吉川 正徳
副会長	小 島 区 長	山崎 芳明
理事	信州千曲観光局会長	若林 正樹
理事	屋代工業団地企業懇談会会長	市川 和成
理事	屋代地区開発事業に係る地権者会会長	林 愛一郎
理事	屋代商業振興会会長	塚田 宏輝
理事	千曲商工会議所殖生支部長	平林 敬雄
理事	屋代駅前通り商店街協同組合理事長	柿崎 俊次
理事	屋代第3区長	両角 純一
理事	屋代第4区長	西村 行雄
理事	屋代第5区長	村山 隆行
理事	屋代第6区長	柳 町 昭
理事	土 口 区 長	平 林 修
理事	生 萱 区 長	高野 俊彦
理事	森 西 区 長	西村 明子
理事	倉 科 区 長	酒井 久男
理事	鋳物師屋区長	柳町 俊夫
理事	打 沢 区 長	湯原 正敏
理事	桜 堂 区 長	山崎 良雄
理事	杭 瀬 下 区 長	北島 正光
理事	新 田 区 長	根石 憲雄
理事	中 区 長	坂口 健次
監事	屋代第1区長	小池 洋一
監事	雨 宮 区 長	安 藤 修
監事	寂 蒔 区 長	宮坂 日出夫
事務局長	千曲商工会議所専務理事	栗原 達
書記	千曲商工会議所事務局長	唐木 沢 淳
書記	千曲商工会議所総務課長	半田 敏幸
書記	千曲市建設部道路河川課事業推進係長	桑原 康史
書記	千曲市建設部道路河川課事業推進係主査	竹内 貴弘

令和5年度 事業計画 (案)

当期成同盟会が目ざす都市計画道路一重山線の道路整備は、(仮称)屋代スマートICのアクセス道路としても重要な役割も担うとともに、打沢屋代間の一重山をトンネルで通過して結ぶルートであるため、渋滞が慢性的に発生している国道18号の迂回や国道403号のバイパスとして交通渋滞の解消が期待されます。また、埴生地区や屋代地区においては、歩道が未整備の狭い道路に通過交通が流入することに対する交通安全の確保や、しなの鉄道倉科踏切から須々岐水神社周辺の交通渋滞対策といった、地域の交通課題の解消にも大きな役割を果たします。さらには、市内の産業拠点や観光拠点、文化拠点を結び、人やモノ、文化を市内に循環する産業連携道路としても位置付けられるため、千曲市の経済の活性化も期待されます。

当期成同盟会は、関係区と関係団体が組織化を図り、当該道路の早期整備に向け、地域住民のご理解とご支援を頂くなかで次の事項を積極的に推進します。

- 1 打沢屋代間の一重山を抜ける区間及び国道403号の歩道
未整備区間の道路整備についての長野県への要望活動
- 2 市道一重山2号線および市道打沢新道線の道路整備に
ついで千曲市への要望活動
- 3 期成同盟会情報紙等にて活動状況の提供
- 4 その他目的達成のための必要事項

議案第4号

令和5年度 収支予算（案）

収 入 (単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	比 較 増 額	説 明
負 担 金	130,000	—	130,000	関係区・関係団体の負担金
繰 越 金	—	—	—	
合 計	130,000	—	130,000	

支 出 (単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	比 較 増 減	説 明
会 議 費	10,000	—	10,000	総会ほか
事 務 費	15,000	—	15,000	事務消耗品・郵送料
活 動 費	100,000	—	100,000	要望活動経費・情報誌発行
予 備 費	5,000	—	5,000	
合 計	130,000	—	130,000	

※予算の科目間の流用及び総会開催時までの予算執行については会長に一任する。

事業経費の賦課について

規約第11条の負担金は次のとおりとする。

関係区	5,000円
関係団体	5,000円